

令和3年第6回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和3年6月25日(金)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後3時00分					
議長	福井 一洋					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	森谷 進	出席	8	吉原 一雄	出席
	2	島村 実	出席	9	梅澤 三子	出席
	3	福嶋 輝幸	出席	10	清水 典子	出席
	4	鳴河 のり子	出席	11	江連 喜美	出席
	5	横田 拓也	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	浅田 カヨ子	出席	13	道谷 淳史	出席
	7	松田 浩幸	出席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	欠席
	3	眞通 昭彦	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	なし
事務局	事務局長 樋口 成男 主幹 房野 秀樹 主査 大河原 喜浩 主事補 西尾 かおり
傍聴人	なし
議事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 議案第21号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について</p> <p>日程第5 議案第22号 農用地利用集積計画(案)の決定について</p> <p>日程第6 専決処分の報告について</p> <p>その他</p>

議長

これより、議事に入ります。

### 日程第1 議事録署名委員の指名

農業委員会会議規則第14条の規定によりまして、議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は11番、12番にお願いします。

### 日程第2 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2議案第19号農地法第3条の規定による許可申請について審議に入ります。

本件担当の9番、申請地の状況について説明をお願いします。

9番

24日に現地を確認してきました。申請地は、高麗川小学校付近にあるローソンの西側に位置します。現地は、きれいにうどが植わっていました。

議長  
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は、露地野菜を中心に営んでいる農家であります。農業従事日数につきましては、年間〇〇〇日であります。

家族経営をされており妻と子ども農業従事日数は年間〇〇〇日であり、譲受人は認定農業者であります。

申請地の農地は、譲受人も持分〇分の〇所有しており、以前から譲受人が農地を管理しており、耕作していた経緯より兄弟と話し合いにより譲受人が引き継ぐことになったとのことでした。

申請地の作付計画はうど、さといも、トマトなどの露地野菜を計画となっております。今後、子と譲受人が中心となり農業経営地を少しずつであるが拡大していくとのことでした。

議長

只今9番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員  
議長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。

委員  
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可と決しました。

### 日程第3 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第3議案第20号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。

本件担当の3番、申請地の状況について説明をお願いします。

3番

申請地は板仏の信号、〇〇〇〇〇〇の裏側にあります。申請地は県道沿いには直接面しておらず、旧道沿いに面しております。現地は元々畑できれいでしたが、草が伸びている状態です。

議長  
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は現在、〇〇市内の借家にて妻と子の〇人で生活していますが、子供の誕生に伴い生活スペースが手狭となってきたこと等考慮し、譲受人の

父に相談したところ実家近くの農地に住宅を建築したらどうかということになりました。

住宅を建築する場所については、譲受人の実家の近くで約〇〇〇mの距離にあり、妻は初めての子育てで育児に関して実家から色々サポートも受けられる環境が良いとのことから、譲受人の父親が所有する当該申請地を選定したとのことです。

申請地の農地区分は1種農地となりますが、集落接続が認められることで例外規定に該当します。また、計画目的から必要性が認められると思われま

議 長

只今、3番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願い

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

続きまして、議案2番、本件担当の9番、申請地の状況について説明をお願いします。

9 番

24日に現地を確認してきました。申請地は、高麗川保育所の南側にあたる場所です。現地の、〇〇-〇、〇〇-〇は1m~2m丈の草が生えていました。〇〇-〇はきれいでした。家庭菜園のようにリンゴ、キュウリ、スイカ等が植わっていました。

議 長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

譲受人は〇〇市に本社を置く、不動産業を営む事業者です。

譲受人は過去にも〇〇市内で建売住宅の販売実績がある事業者であり、今回、当該申請地においては、上下水道のライフラインが整備されているなど、周辺環境が住環境に適しており、住宅需要が見込まれている地域に存在していることから、計画されているものです。

なお、当該地域は、都市計画法において地縁を有さなくても住宅が建築できる場所となります。

申請地の農地区分は3種農地となり、計画目的について妥当であると思われ

議 長

只今、9番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願い

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

5 番

議 長  
事 務 局

続きまして、議案 3 番、本件担当の 5 番、申請地の状況について説明をお願いします。

24 日に現地を確認してきました。申請地は、〇〇〇〇〇〇〇の裏側に位置します。現地はサトイモ、ジャガイモがきれいに植わっている状態でした。

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は、主に金属加工業を営む事業者です。この度、受注の増加に伴い、既存工場では製造工程の部品等及び取引先のオーダーメイドの製造機械を製作するのに手狭となり、新たに作業場所及び保管場所の確保等が必要となり申請に至りました。隣接している申請地の譲渡人に相談したところ、快く承諾していただき、まとまった農地、申請地を確保することができました。

既存工場敷地内にも従業員・営業用・来客用の駐車場がありましたが、一部は、隣接している民間の方より借りていたところもあり、まとまった敷地が確保できた関係で、駐車場従業員の駐車場(〇〇台)、営業用駐車場(〇台)、来客用駐車場(〇台)についても、申請地に移動することが可能となりました。

今回、部品及びオーダーメイドの製造機械を制作するにあたって、10t・12t の大型トラックでの輸送により搬入できるスペースの確保が必要となり、既存工場敷地内も大型トラックの搬入の妨げにならないように既存工場敷地内にあった駐車場も移動する経緯となりました。

申請地の農地区分は 2 種農地となり、計画目的に必要性があると思われま

議 長

す。只今、5 番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員  
議 長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員  
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

7 番

議 長  
事 務 局

続きまして、議案 4 番、本件担当の 7 番、申請地の状況について説明をお願いします。

22 日に現地を確認してきました。申請地は、県道川越日高線鹿台橋の南側にあります。現地は、15 cm 程度の草で覆われている状態でした。

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は現在、日高市内の妻の実家で子供〇人と共に生活していますが、生活スペースが手狭となってきたこと等考慮し、妻の両親に相談したところ、妻の祖父が所有している実家近くの農地に住宅を建築したらどうかと

ということになりました。

申請地は、妻の実家の近く約〇〇〇mの距離にある申請地で今後、将来、妻の両親の介護が必要になった場合のことも考慮し、選定したとのことと

す。

申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的から必要性が認められると思われ

議長

只今、7番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願い

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

続きまして、議案5番、本件担当の12番、申請地の状況について説明をお願いします。

12番

申請地は、飯能寄居バイパス沿い高麗川駅の西側です。〇〇〇〇〇〇〇の西に入る道路を北方向へ〇〇〇m程入ったところとす。現地は40～50cmの草が生えている状態でした。

議長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

譲受人は現在、〇〇市内の借家にて妻と〇人で生活をしてはいますが、現在の間取りでは何かと手狭となり、将来、子供が出来たことも考えた時に住宅建設を決意したとのこととす。譲受人の父に相談したところ実家近くの農地に住宅を建築したらどうかということになりました。

申請地は、譲受人の実家から約〇.〇km、車で約〇分程度の距離にあり今後、両親の介護が必要になった場合のことも考慮し実家に近い場所が良いとのこととから、譲受人の父親が所有する土地を選定したとのこととす。

申請地の農地区分は1種農地となりますが、集落接続が認められることで例外規定に該当します。また、計画目的から必要性が認められると思われ

議長

只今、12番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願い

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

続きまして、議案6番、本件担当の13番、申請地の状況について説明をお願いします。

13 番  
議 長  
事 務 局

申請地は旭ヶ丘の〇〇〇〇の前の通りで、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の東側に位置します。現地は牧草を刈った形跡が見られました。

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は、総合ギフトの製造・企画・販売を中心に〇〇市内に本社がある事業所であります。今回、支店である〇〇〇のギフトセンターを閉鎖し、〇〇市内の、〇〇〇の本社へ移転を行い、会社全体を1か所に統合させる計画とのことあります。

よって、〇〇〇のギフトセンターの移転にあたり、従業員及び営業用の駐車場(約〇〇台分)の確保が必要となり、今回、申請に至りました。

申請地は本社の敷地に隣接し、必要台数の確保が見込めて、譲渡人にも協力していただき、選定したとのことです。

申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的に必要性があると思われま

議 長  
委 員  
議 長  
委 員  
議 長

す  
只今、13番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

#### 日程第4 議案第21号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

日程第4議案第21号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。

本件担当の1番、申請地の状況について説明をお願いします。

1 番  
議 長  
事 務 局

23日に4番推進委員と現地を確認してきました。申請地は、ベイシアのあるバイパスの信号の北側になります。現地はきれいになっていました。

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

申請人は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和〇年〇月〇日付けで除外認可を受けています。尚且つ、去年の〇月の総会に審議し、許可相当で埼玉県に進達し、指令川農振第〇-〇〇〇号、令和〇年〇月〇〇日付けで許可されております。

許可後、社内会議において東西の高低差を考慮し、予定建物の位置を西側に移動した方が搬出及び作業工程上利便性が向上すると考え、次のとおり変更にいたしました。

建物の位置を当初東側から西側へ変更しました。その関係で雨水制御施設も西側から東側へ変更になりました。この位置変更に伴いまして資材置き場の面積も、〇,〇〇〇㎡から〇,〇〇〇㎡に縮小しました。また、緑地帯の変更もありまして、〇,〇〇〇㎡から〇,〇〇〇㎡まで増加しております。

さらに、東側に搬入口を設置しておりましたが、東側の搬入口を廃止いたしました。

今回の計画変更申請は、市敷地拡張(倉庫)、資材置き場の目的に必要な不可欠であり必要性があると思います。

議 長

只今、1番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

#### 日程第5 議案第22号 農用地利用集積計画(案)の決定について

日程第5議案第7号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題とします。議事に入ります前に、1番は退室をお願いします。

事 務 局

本件について、事務局より申請地の状況について、説明をお願いします。

現在の〇〇〇〇〇〇〇〇が管理しているハウスから北東に約〇〇m入ったところに、申請地があります。現在、露地野菜、ナス等が植えられておりました。

議 長

続いて、13番、申請地の状況について説明をお願いします。

13番

先日、現地を確認してきました。申請地は、トウモロコシが植えられており、きれいな状態でした。

議 長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

譲受人は、令和〇年〇月に農業生産法人農地所有適格化法人を立ち上げました。1番委員の子が代表取締役となっておりまして、構成員は父、父の妻、代表取締役の妻の〇人となっております。構成員の全員が農業従事者で年間〇〇〇日以上、代表取締役と父は〇〇〇日従事となっております。

〇月から〇〇〇〇〇〇〇〇は、市の認定農業者となっております。

申請地の農地は、露地野菜を中心に栽培しており経営地の近くであるため、今後、農地を集積し経営拡大を図るために必要な土地であります。

議 長

只今、13番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員

貸付人は9反所持しているようですが、今後農業はやらないということでしょうか。

事 務 局

はい。貸付人は高齢であり、以前は別の方が今回の申請地を吉野さんから借りていましたが、その方が今後耕作ができないと返還されたため、今回の申請にいたりました。

議 長

他に質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認と  
いうことでよろしいでしょうか。

委員  
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消  
してください。13番は入室してください。

#### 日程第6 専決処分の報告について

日程第6 専決処分の報告について、資料を読み込みいただき、質疑があり  
ましたらお願いします。

委員  
議長

ありません。

以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。